

令和5年度【次世代自動車用】

江東区地球温暖化防止設備購入助成事業

(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)

◆ 申請受付期間

※購入後の申請となります。

当該次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内

◆ 助成対象者

車の使用の本拠の位置が江東区にある個人所有者(自家用車に限る。)

(※ただし、所有権留保付ローン購入の場合は車の使用者が申請可能です。)

次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 初度登録から申請時まで引き続き江東区内に住所を有していること。
- 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 次世代自動車の販売・譲渡を目的としていないこと。
- 申請者は、購入した車の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。(所有権留保付ローン購入を除く。)
- 中古車・リース購入でないこと。
- (過去に江東区の当助成を受けていた場合) 本区の次世代自動車の申請を受けてから5年を経過していること(当該申請年度を含む。)

この事業は、「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

【受付窓口・郵送先】

江東区 温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 江東区東陽4丁目 11番 28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

(※出張所では受け付けていません。)



◆助成対象設備・助成金額

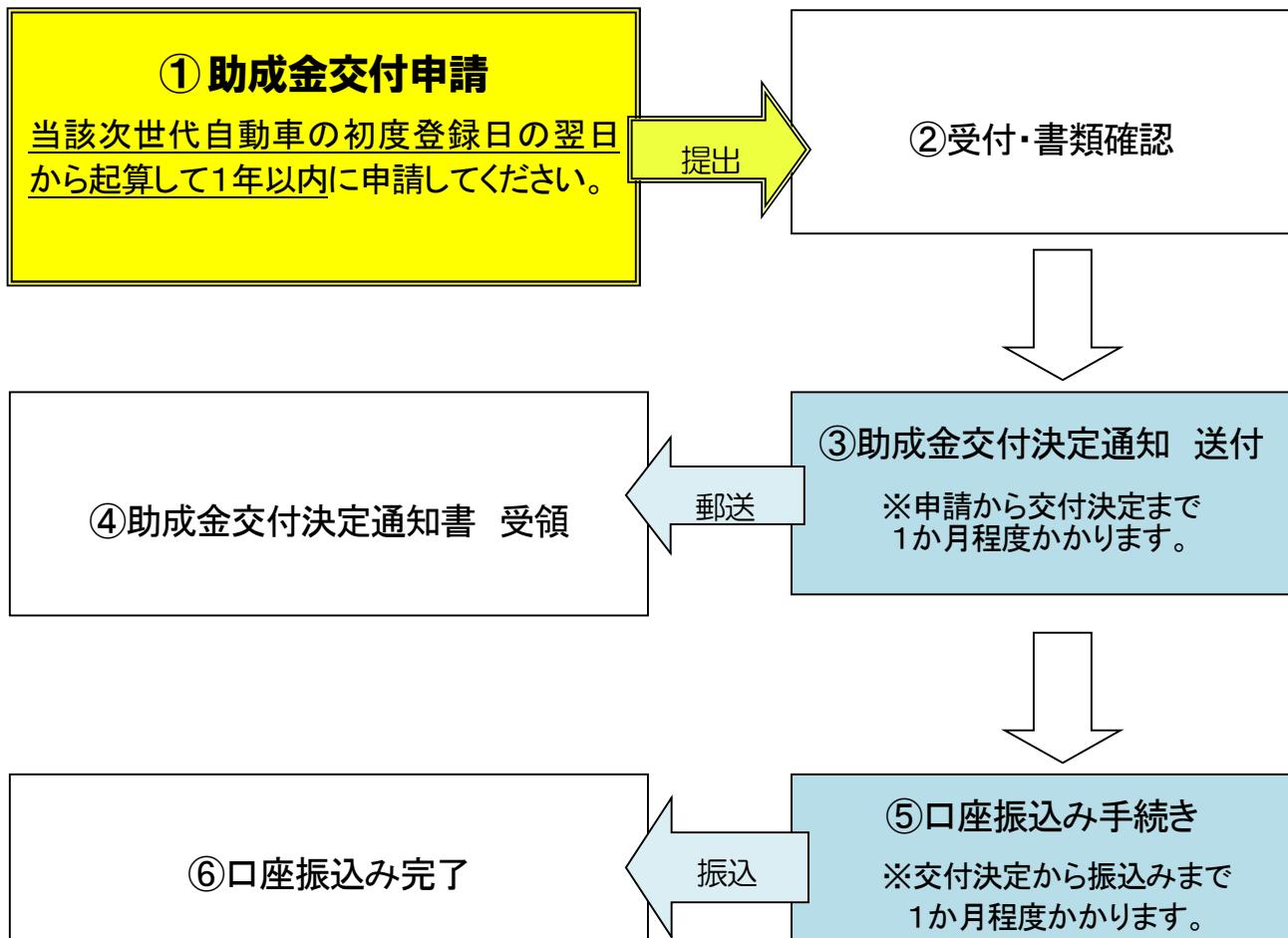
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

設備に係る要件	助成金の額
<p>経済産業省の実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」における補助対象車両となっている、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車。</p> <p>対象車両は、以下のURLよりお調べいただけます。</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センター http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html</p>	<p>一律 100,000円</p> <p>ただし、区の助成金額と他の補助金の合計額が実支出額を上回る場合は、実支出額から他の補助金を差し引いた額(1,000円未満切り捨て)とします。</p>

◆ 申請手続きの流れ

《ご申請者様》

《区役所温暖化対策課》



※ ①～⑥まで2か月程度かかる見込みです。

◆ 申請に必要な書類

様式(書類の名称の最後に★印がついているもの)は、区のホームページより印刷できます。

様式は区のホームページより印刷できます。

証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。

地球温暖化防止設備 購入助成金交付申請 (第1号様式) ★	初度登録日の翌日から1年以内の車が対象となります。
地球温暖化防止設備 購入助成金請求書 (第2号様式) ★	申請者本人の口座を記入してください。申請者以外の口座への振込みはできません。
助成金申請者 本人確認書類	以下の書類等本人確認ができる書類の写し (申請者本人が窓口で申請する場合は提示で可) ①運転免許証、運転経歴証明書 ②健康保険証、後期高齢者医療被保険者証 ※保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングしてください。 ③個人番号カード(表面のみ)
自動車検査証および 自動車検査証記録事項の写し	交付年月日(登録年月日)や、車の使用者、所有者、使用の本拠の位置などの要件を確認いたします。 <u>自動車検査証の発行が、令和5年1月4日(軽自動車は令和6年1月)以降の場合は、自動車検査証記録事項の写しをあわせてご提出ください。</u>
補助対象車両一覧表	一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている補助対象車両一覧のうち、申請対象車両の該当部分を提出してください。
領収書等の写し	車両購入に係る申請者名義の領収書を提出してください。 ※社印等の押印がある領収書をご用意ください。領収書が用意できない場合は、下記のとおりご対応願います。 【銀行振込み等で領収書がない場合】 銀行発行の「振込み証明書(振込み金受取書の写し・金融機関発行の振込み控えの写し等)」 【ローン購入の場合】 販売会社から銀行・クレジット会社またはファイナンス会社宛ての「領収書」 ※ただし、併記等により <u>申請者の氏名が明記されていることが必要です。</u> ※車両代金の全額分に相当する領収書が複数枚に分かれることは、 <u>複数枚の領収書の写し</u> を提出してください。
内訳書または 契約書の写し	車名及び購入価格など、車両購入の詳細がわかるものを提出してください。 (例)車両購入の注文書・請求書など

<p>住民税納税証明書の写し ※未納がある場合は、受付できません。</p>	<p>令和4年度(令和3年分)特別区民税・都民税納税証明書</p> <p>◇令和5年度(令和4年分)の証明書を誤って添付しないようご注意ください。</p> <p>◇非課税の方は、令和4年度(令和3年分)の非課税証明書を提出してください。</p> <p>◇令和4年1月1日に国内に居住していなかった場合は、そのことを証明する書類をご提出ください。(例)戸籍の附票など</p>
<p>保管場所標章番号通知書 または 申請者の任意保険の契約書の写し等 【車検証の所有者と使用者が異なる場合】</p>	<p>使用者と所有者が異なる場合、申請者が車両の使用者であることを確認する<u>下記のいずれか</u>の書類の写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所標章番号通知書 ・使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書 (自賠責保険などの強制保険は不可)
<p>委任状 ★</p>	<p>申請者本人に代わって、代理の方が申請を行う場合には必ずご提出ください。</p> <p>◇家族等が代理で申請を行う場合も必ず提出してください。</p>

◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 申請は、当該次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内まで受け付けますが、助成金交付決定はその通知書をもって決定いたします。
- 申請者本人に代わって代理の方が申請をする場合は、申請者の委任状が必要です。
- 様式に決まりがないものは、全て A4 サイズの用紙で提出してください。
申請書類をデータで受領することはできません。
- 申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。
- 中古車(新古車含む)・リース購入は助成対象外です。

※都や国の補助金と併用できる場合があります。

各種お問合せの上、申請時期、工事日程、機種などをよくご検討ください。

【国の補助金についての問合せ先】

- ・一般社団法人次世代自動車振興センター
URL: <https://www.cev-pc.or.jp/> TEL: 0570-001-136

【都の補助金についての問合せ先】

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
URL: <https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult>
TEL: 03-5990-5236 (総合相談窓口(家庭向け))